

令和 8（2026）年度春選抜募集要項
京都大学大学院教育支援機構 SPRING プログラム（通常枠）
京都大学大学院教育支援機構次世代 AI プログラム（通常枠）
（令和 8（2026）年度 4 月採用分）

1. 趣旨

大学院をめぐるのは、優秀で意欲ある学生の博士後期課程等への進学を促進することが何よりも重要な課題となっており、この課題を解決するためには、学生に対する経済支援を拡充すること、将来のキャリアパスを明確化するとともに、そこに繋げるためのキャリア形成に資する教育機会や支援が提供されていることが不可欠です。

京都大学大学院教育支援機構では、大学院生に対する経済支援方策を一体で有効に運用するとともに、博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進めています。

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）の助成を受けて実施する**京都大学大学院教育支援機構 SPRING プログラム**（以下「機構 SPRING プログラム」という。）は、上記目的を達成するために研究科や研究室など既存の枠組みを越えて優秀な博士後期課程等学生を選抜し、研究奨励費及び研究費（以下「研究奨励費等」という。）を支給するものです。

また、JST の助成を受けて実施する**京都大学大学院教育支援機構次世代 AI プログラム**（以下「機構次世代 AI プログラム」という。）は、緊急性の高い国家戦略分野の研究者層を厚くするため、国家戦略分野である次世代 AI 分野に資する研究開発に取り組もうとする博士後期課程等学生に対し手厚い支援を行い、高い研究成果を求めるものです。（JST 事業期間の終了に伴い、機構次世代 AI プログラムの新規採用は令和 8（2026）年度通常枠で終了します。）

機構次世代 AI プログラムの選考は、機構 SPRING プログラムの選考と一体で行います。機構 SPRING プログラムでの採用者から希望者について追加審査を行い、機構次世代 AI プログラムの採用者を決定します。

なお、機構 SPRING プログラムについては、現在の助成元である JST で「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」の見直しが行われていること、また、本学が国際卓越研究大学の認定候補に選定されたことに伴い、全学的な支援や制度の在り方について見直しを行っており、支援内容等に一部未定がございます。詳細は「10. 機構 SPRING プログラムの制度見直しについて」をご参照ください。

2. 申請対象分野

〈機構 SPRING プログラム〉

人文・社会／情報・AI／量子／マテリアル／健康・医療・生命／環境・エネルギー・複合

- ・すべての分野に申請できます。
- ・選択できる分野は一つです。

3. 採用プログラム・採用予定数

- 〈機構 SPRING プログラム〉 110 名程度
〈機構次世代 AI プログラム〉 若干名

4. 申請資格

〈機構 SPRING プログラム〉

- ・ 令和 8（2026）年 4 月に次に示す本学の博士課程のいずれかに入学または進学する者
 - ① 博士後期課程の第 1 年次または医学、薬学の 4 年制の博士課程の第 1 年次
 - ② 5 年一貫制の博士課程第 3 年次
- ※原則、春選抜は 4 月入学者のみ、秋選抜は 10 月入学者のみを対象とします。
学籍上の入学日が 4 月、10 月以外の場合は、必ず申請前に「16. 担当・問い合わせ先」に相談してください。
- ※休学歴があり実質的に上記に相当するとみなされる場合、申請が認められることがあります。必ず申請前に「16. 担当・問い合わせ先」に確認してください。
- ・ 外国人を含み、年齢要件はありません。
- ・ 「5. 申請資格対象外及び支援対象外」に該当しない場合、社会人学生であっても申請可能です。

〈機構次世代 AI プログラム〉

- ・ 令和 8（2026）年 4 月に別表 1 に記載されている研究科・専攻の博士後期課程の第 1 年次または医学の 4 年制の博士課程の第 1 年次に入学し、下記の 1）～ 3）の条件を満たす者
- ※原則、春選抜は 4 月入学者のみ、秋選抜は 10 月入学者のみを対象とします。
学籍上の入学日が 4 月、10 月以外の場合は、必ず申請前に「16. 担当・問い合わせ先」に相談してください。
- ※休学歴があり実質的に上記に相当するとみなされる場合、申請が認められることがあります。必ず申請前に「16. 担当・問合せ先」に確認してください。
- 1) 次世代 AI 分野（AI 分野及び AI 分野における新興・融合分野）を研究対象とする者
- 2) 次に示す本プログラムで求めている博士後期課程等修了後のイメージにかなう者
 - ① 博士号取得後は、我が国のイノベーション創出や産業競争力強化に貢献する次世代 AI 分野の研究者になる
 - ② ただ単に AI を使うだけに留まらず、AI エンジニアやデータサイエンティストとしてのスキルを持ち、当該スキルを駆使して自分の研究を遂行するレベルになる（プログラミング、機械学習、アルゴリズム、データベース、数学・統計等のスキル）
 - ③ 進化の著しい AI 技術を常に追いかけて、最適な AI を自分の研究に導入できるレベルになる
- 3) 我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う志を持つ者であり、学会発表・論文・産学連携・国際共同研究等の研究成果を毎年度あげられる者

- ・既に前年度実施の機構 SPRING プログラム進学前採用枠で内定している者も申請可能です。
- ・申請時点で独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（以下「特別研究員」という。）DC1 に内定している者も申請可能です。
※ただし、重複受給はできませんので、次世代 AI プログラム採用決定後、速やかに特別研究員を辞退してください。また、次世代 AI プログラムの支援開始は特別研究員の辞退日の翌月からとなります。
- ・外国人を含み、年齢要件はありません。
※ただし、留学生には、自分の研究が日本のイノベーション創出や日本の産業競争力強化にどのように貢献するか説明を求めます。
- ・「5. 申請資格対象外及び支援対象外」に該当しない場合、社会人学生であっても申請可能です。

5. 申請資格対象外及び支援対象外

（1）申請資格対象外

- ・以下の学生は、機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラム（以下「本プログラム」という。）の申請資格がありません。
- ・選考中に以下に該当することとなった場合には、「[辞退届](#)」により速やかに「16. 担当・問い合わせ先」にメールで連絡してください。以下に限らず申請を辞退する場合も、必ず「[辞退届](#)」を提出してください。
 - ① 選考結果が通知されるまでに退学した場合
 - ② 「6. 支援期間」の支援開始日時点での休学が決定している場合
 - ③ 「6. 支援期間」の支援開始日時点で以下「（2）支援対象外」に該当することが判明している場合

（2）支援対象外

- ・以下の学生は、本プログラムの支援対象とならないため、資格取消または一時停止となります。
- ・以下に該当することとなった場合には、「[辞退届](#)」により速やかに「16. 担当・問い合わせ先」にメールで連絡してください。以下に限らず支援を辞退する場合も、必ず「[辞退届](#)」を提出してください。
 - ① 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員
※特別研究員に採用内定した場合、特別研究員または機構 SPRING プログラム／機構次世代 AI プログラムのいずれか一つを選択することになります（重複受給不可）。
※特別研究員採用内定による辞退については、「[辞退届](#)」によらず、1～2月頃に担当窓口からの希望照会に回答してください。
 - ② 本プログラムと同趣旨の、学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費支援を受ける学生
例) ・独立行政法人国際協力機構（JICA）から支援を受ける JICA 留学生
・JST「日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業(NEXUS)」の若手育成対象者

- ③ 民間奨学財団などから、生活費に係る十分な水準（240 万円以上／年）の奨学金（貸与型除く）を得ている学生
- ※生活費相当額ではなく研究費を支援する事業等であれば、本プログラムの支援対象となる場合があります。
- ※現時点で受給または内定している民間奨学財団奨学金等がある場合は、併給可否に関わらず、申請前に必ず支援元に本プログラムへの申請可否の確認を行ってください。この確認を行わない場合、当該奨学金または本プログラムの支援が取り消される場合があります。
- ④ 所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準（240 万円以上／年）で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生
- ※有償のインターンシップ、RA・TA・TAS・OA・RF、またはアルバイトなどは、安定的な収入にあたりませんので、収入額による制限の対象となりません。ただし、アルバイト等により研究やキャリア開発・育成コンテンツの取組に支障が出る場合は、支援の継続はできません。
- ※非常勤職員や嘱託等のポストを一定期間得て、240 万円以上／年の給与等を得ている場合は支援対象となりません。個人事業主も同様です。
- ※240 万円以上／年の給与を受給可能な制度があるにもかかわらず、受給していない場合も支援対象となりません。
- ⑤ 国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等（240 万円未満／年の奨学金も含む）の支援を受ける留学生
- ⑥ 支援学生としての責務の履行の状況が不十分であると京都大学大学院教育支援機構長（以下「機構長」という。）が認めたとき
- ⑦ 辞退の申出があったとき
- ⑧ 本申請書類等に虚偽の記載があったとき
- ⑨ 除籍されたとき
- ⑩ 京都大学通則（昭和28年達示第3号）第32条の規定による懲戒を受けたとき
- ⑪ 博士後期課程等を退学、または休学したとき（休学の場合は一時停止）
- ⑫ 留学生が一時帰国により日本国内に完全に不在となる月が発生したとき（一時停止）
- ⑬ その他機構長が支援を取消し、または研究奨励費等の支給を一時停止すべき事由があると判断したとき
- 〈機構次世代 AI プログラム〉
- ⑭ 次世代 AI 分野から逸脱する研究テーマに変更したとき

6. 支援期間

令和8（2026）年4月1日から標準修業年限までの期間

- ・ 標準修業年限以降は支援対象になりません。
 - ・ 休学期間中は支援一時停止となります。原則として休学期間は標準修業年数に含めます。
- ※出産・育児・傷病、留学等による休学については、機構長が認める場合に限り、休学期間分（最大2年間）を標準修業年数に含めず支援延長することがあります。

7. 支援内容

〈機構 SPRING プログラム〉

※機構 SPRING プログラムについては、令和9（2027）年度以降の支援内容は未定です。

【令和8（2026）年度：現行制度または同規模（詳細未定）で支援予定】

（現行制度）

① 一年度あたり256万円（研究奨励費216万円+研究費40万円）

② 支援期間中の授業料半額免除措置（免除申請手続きは不要）

※令和6（2024）年度より研究奨励費が授業料半額相当分増額されており、②と併せて、実質授業料全額分が支援されているとみなすため、経済的理由等による全額免除は申請対象外となります。

【令和9（2027）年度以降：未定】

採用者には詳細が決定次第、通知します。（「10.機構 SPRING プログラムの制度見直しについて」を参照）

〈機構次世代 AI プログラム〉

① 一年度あたり390万円（研究奨励費300万円+研究費90万円）

② 支援期間中の授業料全額免除措置（免除申請手続きは不要）

※当該年度の支援期間が6カ月以下のとき、上記①の研究費は半額が支援されます。

（1）研究奨励費

- ・ 研究奨励費は、生活費相当額として、毎月支給します。
- ・ 採用通知は6月以降となりますが、支援開始月から遡及して支援します。

（2）研究費

- ・ 研究費は、本学の会計規程に基づき指導教員等を予算責任者として配分されます。
- ・ 研究奨励費とは異なり、採用通知日以降（6月以降の予定）に発生した費用に係る支出分から使用可能です。
- ・ 研究費は以下の用途に使用することができます。
 - ① 物品費：研究に必要な設備・備品・消耗品等を新たに購入するための経費
 - ② 旅 費：採用者自身の海外・国内出張（資料収集、各種調査、打合せ、研究開発成果発表等）のための旅費（交通費、宿泊費、日当）、採用者の研究への一時的参加者（被験者やフィールドワークの協力者等）のための旅費（交通費、宿泊費、日当）
 - ③ 謝 金：研究開発への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等）をする者に係る謝金等の支払いのための経費

- ④ その他：研究課題を実施するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼き付け費、通信費（切手、電話等）、運搬費、専用施設の借料、会議費（会場借料、会議等に伴う飲食代・レセプション代（アルコール類を除く）等）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、ソフトウェアライセンス使用料、機器修理費用、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用）等）

（3）その他

- ・ 留学生については、研究奨励費、研究費ともに渡日確認（毎月1日）後に支給します。
- ・ 本プログラムへの申請書提出をもって授業料の徴収猶予の願い出をしたものとみなし、授業料納付期限が延長されます。採否決定後の授業料引落日は8月中旬を予定しています。詳細は学生課奨学掛の掲示や案内をご参照ください。
- ・ 本プログラムの採用者は、事業統括である機構長が当該学生の研究またはキャリア形成等において有意義と認めるときに、研究費を超える額を支給する「事業統括配分経費」の制度による支援を受けることができます。採用者には改めて募集に関する詳細を通知します。

8. 申請手続き

（1）申請書類

- ・ 申請書類は所定の様式を使用してください。
※所定様式以外の申請は認められません（機構次世代 AI プログラム申請者のうち、前年度実施の機構 SPRING プログラム進学前採用枠の内定者を除く）。
 - ・ 記載言語は、日本語または英語とします。
 - ・ 所属・学年については、令和8（2026）年4月時点（予定）のものを記載してください。
 - ・ 学生番号については、4月以降の番号がわかる場合は、その番号を記載してください。
本学に在籍し4月から博士課程に進学する者で、4月以降の学生番号がわからない場合は3月時点（修士課程）の学生番号を記載してください。
他大学等から進学予定の者で学生番号がわからない場合は「0000000000」と記載してください。
- ※申請書類に虚偽が発見された場合、採用後であっても採用開始時に遡って資格を取り消すことがあります。

【様式1】

- ① 申請書（全員必須）
 - ・ 研究計画等を記載すること
 - ・ 機構次世代 AI プログラムへの申請を希望する前年度実施の機構 SPRING プログラム進学前採用枠の内定者は、採用時の研究計画書を代わりに提出すること
- ② 次世代 AI 補足説明書1（留学生）
 - ・ 機構次世代 AI プログラムでの採用を希望する留学生のみ記載すること

- ・ 該当する留学生は、自分の研究が日本のイノベーション創出や日本の産業競争力強化にどのように貢献するかを説明すること

③ 次世代 AI 補足説明書 2（該当者のみ）

- ・ 前年度実施の機構 SPRING プログラム進学前採用枠の内定者で、機構次世代 AI プログラムへの申請を希望する場合のみ提出すること
- ・ 採用当時の研究計画からの進捗状況等を記載すること
- ・ 当時の研究計画が次世代 AI 分野でない場合は、計画の変更点や今後の方針を記載すること

【様式 2：確認書】

- ・ 確認書の作成は、実質的に申請者の研究内容を把握し、採用後に研究費の予算管理を行う指導教員等に申請者が直接依頼すること
- ・ 機構次世代 AI プログラムでの採用希望者は、別表 1 に所属する指導教員等に依頼すること
- ・ 指導教員が未定の場合や変更の可能性がある場合は、実質的に研究内容を把握している現在の指導教員が作成しても差し支えない。ただし、採用後に確認書提出教員と異なる指導教員に変更となった場合は、「指導教員変更確認書」を提出する必要があるので留意すること

【修士課程の成績（最新のもの）】

- ・ 発行可能な最新の成績表または成績証明書を提出すること
- ・ 5 年一貫制の博士課程の場合は、博士課程の成績を提出すること
- ・ 医学、薬学の 4 年制の博士課程の場合は、学部課程の成績を提出すること

（2）申請方法

- ・ 以下ウェブサイトの申請システムを通して申請してください。
<https://kugd.kyoto-u.online/applicant/senkos/28/top>
- ※申請システム以外での申請は一切受理しません。
- ・ 申請システムでは以下のことを行ってください（詳細はマニュアル参照）。
 - ① 選考結果発表日まで使用可能なメールアドレスを登録すること
 - ② 基本情報の入力及び様式 2（確認書）以外の申請書類のアップロードをすること
基本情報の入力の中に、機構次世代 AI プログラムでの採用希望を確認する項目があるので、機構次世代 AI プログラムへの申請資格を有する採用希望者はチェックを入れてください。
 - ③ 指導教員等のメールアドレスを入力し、様式 2（確認書）のアップロード依頼を送付すること
システムより、指導教員メールアドレス宛にアップロード用リンクが送付されます。
 - ④ **指導教員等の確認書アップロード含む上記作業完了後、必ず「提出」ボタンを押下し、申請データを提出すること**
- ・ 申請システム上で「提出」を押下されたことにより申請完了となります。
※申請システム上での「提出」後、どのような事情があっても、「提出」を取り消すことはできません。また、記載事項を変更または補充することは一切認められません。

(3) 申請期間

令和 8 (2026) 年 2 月 25 日 (水) ~ 3 月 17 日 (火) 17:00 (日本標準時間)【厳守】

※申請期間後の申請は認められません。

※申請期間終了直前はサーバーが混み合う可能性があります。これによる遅延・トラブル等には一切責任を負いません。

※時間には十分余裕を持って、指導教員等への確認書の作成依頼及び申請を行ってください。

(4) 注意事項

- ・ 申請は 1 人 1 件に限ります。2 件以上申請した場合、全ての申請を無効とします。
- ・ 本募集は通常枠 (D1 相当) のみを対象としています。進学前採用枠 (M2 相当) の募集時期は未定です。詳細は「10. 機構 SPRING プログラムの制度見直しについて」をご参照ください。

9. 選考及び結果

(1) 選考

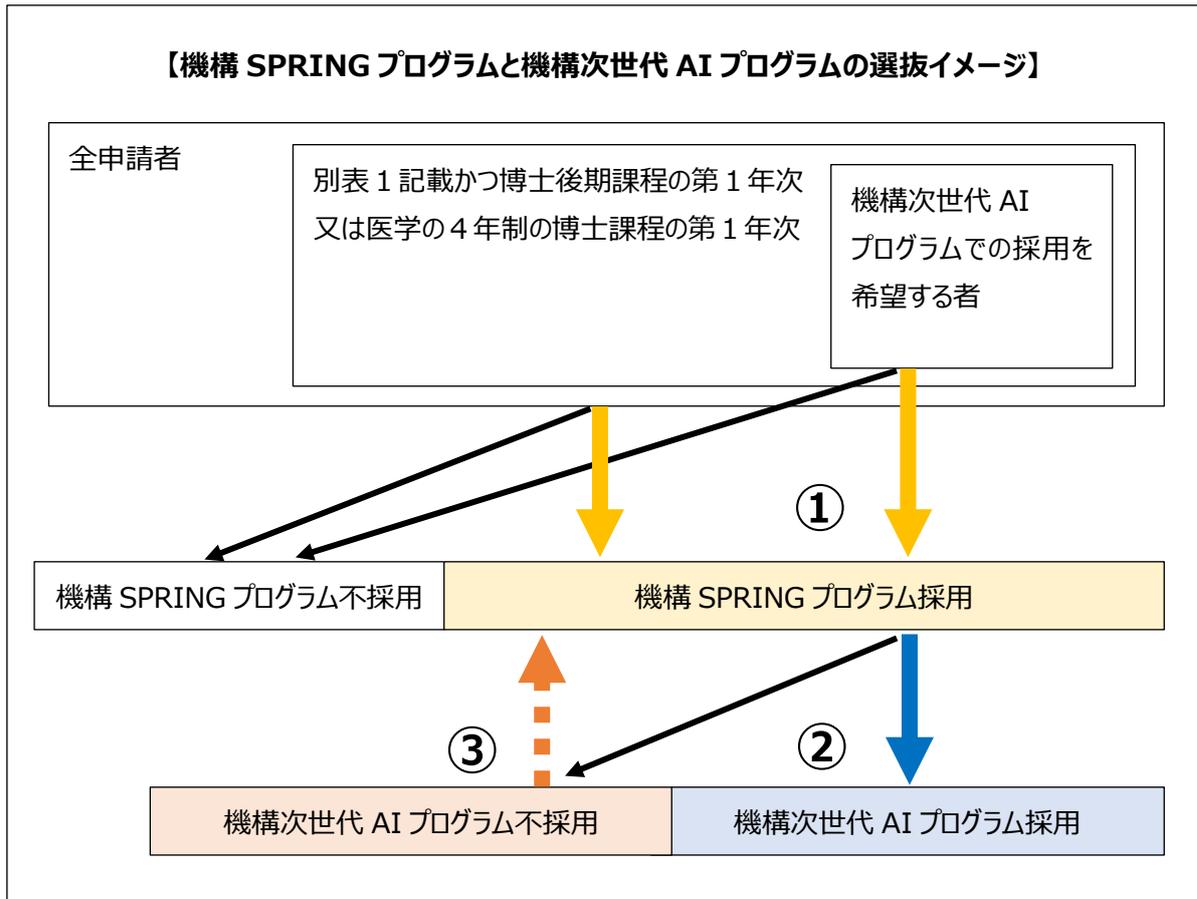
〈機構 SPRING プログラム〉

- ・ 機構 SPRING プログラムは、分野選考及び全学選考により審査します。
- ・ 分野選考では、申請分野に関する高い専門性や能力を中心に別表 2 の機構 SPRING 分野選考審査単位で審査します。
- ・ 全学選考では、分野選考を通過した者を対象に、分野に捉われることなく、社会的要請にも対応する挑戦的・融合的な研究計画や意欲を中心に全学で審査します。

〈機構次世代 AI プログラム〉

- ・ 機構 SPRING プログラム採用者のうち、「4. 申請資格」で機構次世代 AI プログラムへの申請資格を有する者かつ機構次世代 AI プログラムでの採用希望者には、別表 3・次世代 AI 分野での追加審査が行われます。
- ・ 追加審査に合格すれば、機構次世代 AI プログラムでの採用となります。追加審査に不合格であれば、機構 SPRING プログラムでの採用となります。

【機構 SPRING プログラムと機構次世代 AI プログラムの選抜イメージ】



(2) 結果の開示

- ・ 選考結果は、令和 8（2026）年 6 月 19 日（金）以降、メール及び申請システム上で通知します。
- ・ 選考結果は確認書を提出した指導教員等にも共有されます。

10. 機構 SPRING プログラムの制度見直しについて

現在の助成元である JST で「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」の見直しが行われていること、また、本学が国際卓越研究大学の認定候補に選定されたことに伴い、全学的な支援や制度の在り方について見直しを行っています。

●令和 9（2027）年度以降の支援内容について

令和 9（2027）年度以降の支援内容については未定です。決定次第、大学院教育支援機構ホームページ（<https://www.kugd.k.kyoto-u.ac.jp/>）に掲載するとともに、採用者に通知します。

●外国人学生の研究奨励費について

令和 9（2027）年度以降は研究費のみの支援（研究奨励費の支援なし）になる可能性があります。また、制度の見直しに伴い、採用後に追加の提出書類を求める可能性があります。

大学院教育支援機構ホームページに掲載されている「[令和 8 年度以降の京都大学大学院教育支援機構 SPRING プログラムについて](https://u.kyoto-u.jp/mxoea)」も併せてご確認ください。(https://u.kyoto-u.jp/mxoea)

1 1. 研究費等の適正管理及び研究公正

- ・ 京都大学では、「京都大学競争的研究費等不正防止計画―第 1 0 次―」（以下「不正防止計画」という。）を策定し、公的研究費の適正管理に取り組んでいます。本プログラム採用者は、不正防止計画を遵守する必要があります。

関連資料：研究費使用ハンドブック

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/public/competitive/handbook>

- ・ 京都大学では、「研究公正推進アクションプラン」を策定し、学術活動（研究及び学習）を公正に推進するよう取り組んでいます。本プログラム採用者は、アクションプランを遵守する必要があります。

関連資料：研究公正推進アクションプラン、研究公正パンフレット

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/suishin>

1 2. 義務・協力事項

- ・ 本プログラム採用者は、本学、JST 及び文部科学省による以下の事項に対する義務、または協力する必要があります。
- ・ 詳細は採用後にお知らせします。

〈本プログラム共通〉

① 研究倫理教育の受講【義務】

以下の本学ウェブサイトからマニュアル等を参照のうえ、「研究公正 e ラーニング研修」を受講する

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/suishin/kensyu>

② 研究費使用 e-Learning の受講【義務】

京都大学 e-Learning 研修システム「研究費等の適切な使用について」を受講する

③ 博士後期課程等学生交流会への参加【協力】

参加した博士後期課程等学生が大学横断的に交流を行うイベント等において、他大学の学生との交流を通じ、学生同士の相互触発やネットワーク作りを図る

④ モニタリング調査への協力【義務】

JST が支援学生に対して直接フォローアップを行うとともに、支援学生へのアクセスを担保し、直接、意見等を受け付け、それらの結果を各事業の評価に活用するモニタリング調査に協力する

⑤ 育成效果の評価及び追跡調査（1）【義務】

支援期間中及び支援終了後のキャリアや実績について、支援終了後 1 0 年以上追跡調査を行い、

JST に情報提供を行う義務があるため、JST 及び JST が本学を通じて実施するアンケート等の調査に協力する

⑥ 育成効果の評価及び追跡調査（2）【努力義務】

全国的な博士人材追跡調査等への協力のため、文部科学省科学技術・学術政策研究所（NISTEP）が運営している博士人材データベース（JGRAD）に登録する

〈機構 SPRING プログラム〉

① 別に定める「[機構 SPRING プログラム育成コンテンツ](#)」の履修【義務】

② ジョブ型研究インターンシップ専用システムへのアカウント登録（実施は任意）【義務】

〈機構次世代 AI プログラム〉

① 学会発表・論文・産学連携・国際共同研究等の高い研究成果をあげるよう取り組む【義務】

② 支援期間中、自身の AI 研究について学会発表や論文発表の実施【義務】

③ メンターによる副指導【義務】

メンター（学生の研究及びキャリア形成に関する指導及び助言を行う教員）の指導を受ける

※メンターは、指導教員とは異なる観点から学生の研究やキャリアパスについての助言を行う。学生が基礎的（応用的）な研究をしているなら応用（基礎）分野の研究者を割り当てるようにすることで、多様な観点を確保するとともに、共同研究等にもつなげる可能性を見込んでいる。

④ イベントにおける研究成果の発表・ジョブマッチング【義務】

研究力向上と修了後の多様な学術・産業分野におけるキャリアパスの構築に資するため、「京都大学 ICT イノベーション」、または大学院教育支援機構が認めたその他の本学主催の産官学連携イベントで研究成果を発表する（詳細は採用後に通知する）

⑤ a)インターン、b)海外長期派遣、c)TA・TAS 従事、d)勉強会やワークショップの企画・実施【いずれか最低一つは義務】

研究力、企画力、教育力強化のため、a)から d)のうち最低一つは実施する

a) 国等の研究機関や企業で 1 カ月以上（実働時間 160 時間以上を目安）の研究インターンシップを行う

b) 海外の大学・研究所等で、研究指導委託・共同研究・インターンシップ等の形で、長期（少なくとも 1 カ月以上）の滞在研究を行う

c) AI 関連分野の学部・大学院科目での TA あるいは TAS に従事する（40 時間）

d) 最新の AI 分野の研究動向を探るための勉強会（セミナー）やワークショップ等を企画・実施する（20 時間）

※a)、b)、d)は要事前申請

⑥ 令和 9（2027）年度採用分の日本学術振興会特別研究員への申請【努力義務】

⑦ 英語及び日本語の習得【努力義務】

⑧ [機構 SPRING プログラム学生向けに提供される各種コンテンツ](#)への積極的な参加【努力義務】

1 3. 研究成果の発表

- ・ 本プログラムにより得た研究成果を発表する場合は、採用者に送付するガイドブックに従って当該事業の支援を受けたものであること（謝辞）を表示してください。

1 4. 研究奨励費の取扱い

- ・ 研究奨励費は、税法上「雑所得」として扱われるため、所得税及び住民税の課税対象となり、自身で確定申告が必要です。
- ・ このことを扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについて、扶養義務者（親等）の職場等の担当に問い合わせてください。
- ・ 扶養の扱い等、所得税、確定申告に関する問い合わせについては、最寄りの税務署に問い合わせてください。
- ・ 自身で社会保険や年金等の手続き・管理を適切に行ってください。

1 5. 個人情報の取扱い

- ・ 申請書類に含まれる個人情報は「京都大学における個人情報の保護に関する規程」に基づき厳重に管理し、本プログラムの選考及び支援に係る業務遂行のみに利用します。
- ・ 「5. 申請資格対象外及び支援対象外」に記載する状況の確認等において、本学内担当部署に個人情報の一部を提供することがあるので、ご承知おきください。
- ・ 本プログラムに採用された場合、透明性確保の観点から所属や氏名が公表されます。

1 6. 担当・問い合わせ先

京都大学大学院教育支援機構（学務部 管理掛）

Tel : 075-753-9353, 9599, 3315

E-mail : kanri-graduate@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

HP : <https://www.kugd.k.kyoto-u.ac.jp/support/recruitlist>

※正確な回答をお返すため、出来る限りメールにてお問い合わせください。

- ・ 申請期間終了直前は、多数の問い合わせによりメールの返信に時間が掛かる可能性があります。
- ・ 時間には十分余裕を持って申請準備を行ってください。

※機構 HP にある FAQ 等もあわせてご参照ください。

※問い合わせ対応時間：月～金 9:00～17:00（年末年始を除く）・土日祝日休み

(別表 1・機構次世代 AI プログラムに申請できる研究科・専攻)

※ただし、博士後期課程 1 年次または医学の 4 年制の博士課程の第 1 年次の者に限る

研究科	専攻
情報学研究科	情報学専攻
理学研究科	数学・数理解析専攻 物理学・宇宙物理学専攻 地球惑星科学専攻 生物科学専攻
医学研究科	医学専攻 医科学専攻 社会健康医学系専攻 人間健康科学系専攻
工学研究科	機械理工学専攻 マイクロエンジニアリング専攻 電気電子デジタル理工学専攻 化学理工学専攻

(別表 2・機構 SPRING 分野選考審査単位)

分野	研究科	専攻
人文・社会分野	文学研究科 教育学研究科 法学研究科 経済学研究科 人間・環境学研究科 経営管理教育部 アジア・アフリカ地域研究研究科	文献文化学専攻 思想文化学専攻 歴史文化学専攻 行動文化学専攻 現代文化学専攻 教育学環専攻 法政理論専攻 経済学専攻 人間・環境学専攻 経営科学専攻 東南アジア地域研究専攻 アフリカ地域研究専攻 グローバル地域研究専攻
情報・AI 分野	理学研究科 情報学研究科	数学・数理解析専攻 地球惑星科学専攻 情報学専攻
量子分野	理学研究科 工学研究科 情報学研究科	数学・数理解析専攻 物理学・宇宙物理学専攻 機械理工学専攻 マイクロエンジニアリング専攻 航空宇宙工学専攻 原子核工学専攻 電気電子デジタル理工学専攻 情報学専攻 (通信情報システムコース)
マテリアル分野	理学研究科	数学・数理解析専攻 化学専攻

	<p>医学研究科</p> <p>薬学研究科</p> <p>工学研究科</p>	<p>生物科学専攻</p> <p>医学専攻</p> <p>医科学専攻</p> <p>薬科学専攻</p> <p>薬学専攻</p> <p>創発医薬科学専攻</p> <p>機械理工学専攻</p> <p>マイクロエンジニアリング専攻</p> <p>材料工学専攻</p> <p>化学理工学専攻</p>
健康・医療・生命分野	<p>理学研究科</p> <p>医学研究科</p> <p>薬学研究科</p> <p>生命科学研究科</p>	<p>生物科学専攻</p> <p>医学専攻</p> <p>医科学専攻</p> <p>社会健康医学系専攻</p> <p>人間健康科学系専攻</p> <p>京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻</p> <p>薬科学専攻</p> <p>薬学専攻</p> <p>創発医薬科学専攻</p> <p>統合生命科学専攻</p> <p>高次生命科学専攻</p>
環境・エネルギー・複合分野	<p>理学研究科</p> <p>工学研究科</p> <p>農学研究科</p> <p>人間・環境学研究科</p> <p>エネルギー科学研究科</p> <p>アジア・アフリカ地域研究研究科</p> <p>総合生存学館</p> <p>地球環境学舎</p>	<p>地球惑星科学専攻</p> <p>社会基盤工学専攻</p> <p>都市社会工学専攻</p> <p>都市環境工学専攻</p> <p>建築学専攻</p> <p>農学専攻</p> <p>森林科学専攻</p> <p>応用生命科学専攻</p> <p>応用生物科学専攻</p> <p>地域環境科学専攻</p> <p>生物資源経済学専攻</p> <p>食品生物科学専攻</p> <p>人間・環境学専攻</p> <p>エネルギー社会・環境科学専攻</p> <p>エネルギー基礎科学専攻</p> <p>エネルギー変換科学専攻</p> <p>エネルギー応用科学専攻</p> <p>東南アジア地域研究専攻</p> <p>アフリカ地域研究専攻</p> <p>グローバル地域研究専攻</p> <p>総合生存学専攻</p> <p>地球環境学専攻</p> <p>環境マネジメント専攻</p>

(別表 3・次世代 AI 分野追加審査)

委員会名	参画研究科	参画専攻
次世代 AI プログラム実施 委員会	情報学研究科 理学研究科 医学研究科 工学研究科	情報学専攻 数学・数理解析専攻 物理学・宇宙物理学専攻 地球惑星科学専攻 生物科学専攻 医学専攻 医科学専攻 社会健康医学系専攻 人間健康科学系専攻 機械理工学専攻 マイクロエンジニアリング専攻 電気電子デジタル理工学専攻 化学理工学専攻